

この研修で 入社時の自分ともう一度向き合ってみよう!!

若手社員スキルアップ研修



入社1年～5年目は社会人として活動していく上で極めて重要な時期にあたります。

会社から戦力として期待され、職場では「指示待ち」から「自ら考えて仕事をする」よう意識と行動の変化が求められるようになります。また仕事の難易度が向上し必要な専門スキルも高くなると共に責任が発生し、対人コミュニケーション能力を高める事も不可欠となります。

本研修では成長が期待される重要な若手・中堅社員に必要な心構えとスキルを学びます。

当研修のねらい

自己の棚卸を行い、ビジネスマナーや役割についての強弱を整理します。自発的行動の出来る社員を目指し、コミュニケーションスキルアップ、創造性の開発、問題の抽出と解決、そして自己の目標を作成することでモチベーションアップを図ります。(本講座は講師の一方的な机上の理論ではなく、グループワーク、個人ワークから実際に活用できるスキルを身につけていただきます。)

今求められる人材になるために必須の研修です。新入社員のフォローアップに、若手・中堅社員のスキルアップに、ぜひ多くの方々の参加をお待ちしております。

令和3年

10/7 木・14 木・21 木

全3日間(18時間)

9:30~16:30

- 開催場所 松本商工会議所 3階301会議室
- 定員 **20名**(定員になり次第締切りとなります)
- 対象者 入社1年～概ね入社5年目までの若手・中堅社員
- 受講料 **16,000円**(テキスト代・税込)
- お申込み 裏面をご参照の上、お申込みください。
- 申込締切 **令和3年10月1日金**
- 講師 カタバミ・マネジメント・サービス(株) 人材開発課長 **大島 直樹氏**



	1回目 10/7 困	2回目 10/14 困	3回目 10/21 困
研修内容	9:30~12:00 オリエンテーション 1. 自己棚卸 2. ビジネスマナースキルアップ ①ビジネスマナー復習と確認 3. 求められること ①8つの意識 ②組織内での役割責任 ③P-D-C-Aサイクル	5. 仕事を楽しく ①創造性開発手法 6. 仕事をスムーズにまわす ①仕事の段取りを考える 優先順位 ②タイムマネジメント ③PERT法	8. メンタルヘルスケアについて 9. 中堅社員としての役割 ①期待されること ②上司補佐 ③権限委譲 ④リーダーシップカ
	13:00~16:30 昼食 4. コミュニケーションスキル ①コミュニケーション チームワーク 社内顧客意識 ②報連相の重要性 ③OJT手法 ティーチング ④課題	7. 問題点や悩みの解決 ①今抱える悩み ②問題点の抽出 ③問題解決手法 ④グループ毎研究 グループワーク ⑤グループ毎発表 ⑥個々の問題点解決法を研究する	10. キャリアデザイン ①5年後の自分のビジョン ②能力開発目標設定 上司の期待 ③マインドマップ作成 振り返り、まとめ

↑ **FAX(0263)32-1482** ↑

若手社員スキルアップ研修申込書

申込日 令和3年 月 日

事業所		業種	
事業所住所	[〒 -]	電話	-
送付先住所	[〒 -]	F A X	-
★雇用保険事業所番号	-	★雇用保険加入年月日	S H R 年 月 日

No.	受講者氏名	生年月日	★雇用保険被保険者番号 <small>雇用保険被保険者証コピーを必ず添付してください</small>
1		S H 年 月 日	- -
2		S H 年 月 日	- -
3		S H 年 月 日	- -

[受講料支払予定日: 月 日] [支払方法: 窓口 ・ 振込]

お申込方法・ご案内

- 受講申込書にご記入の上、直接窓口にお越しいただくか、FAX・郵送・メール等によりお申込みください。
- 受講料は申込締切日までに当所窓口でお支払いいただくか、下記口座へお振込みください。
【振込先口座】 八十二銀行 松本営業部 (普通)343353 名義「松本市中小企業能力開発学院」
- 振込手数料は貴社にてご負担ください。
- ご入金を確認でき次第「受講確認票」を発行いたします。
- 「受講確認票」は窓口でお支払いの場合は、その場でお渡します。お振込みの場合は郵送します。
※受講申込確認とは…当所でセミナー・研修の申込を受け付けましたという確認書類となります。
- 一旦入金された受講料は原則返金いたしません。しかし、新型コロナウイルス感染症によりやむを得ず中止となった場合は受講料を返金させていただく場合がございます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止としまして消毒や換気、受講者様の座席の間隔を保つ等、時世に配慮して実施いたします。また原則、マスク着用での受講にご協力をお願いいたします。
- ★本講座は、国の職業能力開発促進法の規定により受講料の補助を受けて実施しているため、受講対象者は雇用保険被加入者(若しくは労働者災害補償保険特別加入者)であることが前提となります。会社に雇用されている方は、個人的に受講される場合でも、**必ず雇用保険事業所番号(会社)及び雇用保険被保険者番号(受講者)**をご記入の上、被保険者証コピーを添付してお申込みください。

☆ご記入いただいた情報は、当所から受講者への各種連絡・情報提供及び受講者名簿の作成等本講座運営のみの目的で使用いたします。

■ お問い合わせ

松本商工会議所の研修センター 松本市中小企業能力開発学院

〒390-8503 松本市中央1-23-1 松本商工会議所 経営支援部 経営支援グループ
 TEL 0263-32-5350 FAX 0263-32-1482
 URL <http://www.mcci.or.jp/> E-mail gakuin@po.mcci.or.jp

